

2019年1月29日
積水ハウス株式会社

消費者庁から公表された保証期間経過後の太陽光発電システムの応急点検等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月28日に消費者庁により調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書／住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」が公表されました。

今回の調査報告書では、保証期間経過後の太陽電池モジュール（瓦一体型）について、経年劣化等により不具合が発生していないことを確認する応急点検の実施を、太陽電池モジュールメーカーがお客様に促すことが求められております。

弊社施工の住宅において「応急点検等の実施要請」の対象となるのは、シャープ製及び京セラ製の瓦一体型モジュールで、導入時の保証期間（シャープ製10年～15年、京セラ製10年～20年）が経過した太陽電池モジュールです。

太陽電池モジュールメーカーによる応急点検等の詳細について、現在、シャープ、京セラと協議・確認しております。詳細が分かり次第、改めてお知らせいたします。

お客様には大変ご心配をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【対象機種】 ・シャープ株式会社製、京セラ製瓦一体型太陽電池モジュールで
保証期間（シャープ製10年～15年、京セラ製10年～20年）が経過したもの

【ご参考】 消費者庁1月28日発表資料

URL：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/

【お問い合わせ窓口】

積水ハウスお客様相談室

電話番号：フリーコール（無料）0120-502-655

受付時間：月～金（祝日を除く）9:00～12:00、13:00～18:00

以上